

市税・国民健康保険税の徴収対策を強化します 税負担の公平性を保つために

市税・国民健康保険税は、納税者の皆さんが決められた納期限までに自主的に納めていただくものです。多くの皆さんには期限までに納付していただいているが、さまざまな理由で滞納している方が年々増えています。

市では、滞納額を減らし、市民サービスの財源となる市税・国民健康保険税を確保するため、本年度から“収納強化対策プラン”を策定し、効率的な滞納整理を進め、高額・悪質な滞納者に対して滞納処分を含めた徴収強化を図っていきます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

税金を納めないとどうなるの？

納期限までに納付しない場合は、20日以内に督促状（手数料100円）を送付します。それでも納付せずに放置していると、催告書の発送や自宅・職場への訪問、給与照会さらには滞納処分へと移ります。

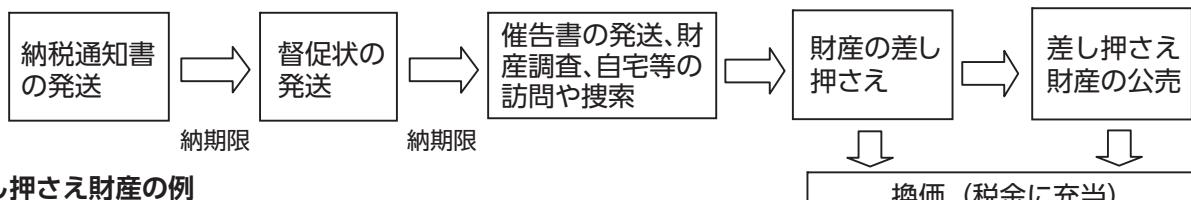
※納期限までに納付しないと、納期限の翌日から次の割合で延滞金が加算されます。

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで……年 4.3 %
- ・納期限の翌日から1ヶ月を超えた日以降 ……年 14.6 %

滞納処分とは？

地方税法や国税徴収法に基づき、財産の調査や自宅・会社の捜索を行い、その財産を差し押さえたり、差し押さえた財産（不動産や動産など）を公売します。

滞納処分の流れ



差し押さえ財産の例

不動産（土地・建物）

- 登記簿に「差押」と記載され、自ら売買ができなくなります。
- 公売で売却します。

給与（給料・ボーナス）

- 勤務先の会社に、給与の内容等を照会します。
- 毎月の給与から、取り立てを行います。

11月～12月は滞納整理強化月間とし、滞納者への電話催告や自宅訪問を実施します。また、一時的に納付が難しい場合には、分割納付などの納税相談を市役所収納課で行っています。

すまいるプラザ 日曜納税相談

期日 11月から3月までの第2、第4日曜日 午前10時～午後7時
(11月14・28日 12月12・26日 1月9・23日 2月13・27日 3月13・27日)

場所 つがる市出張所（イオンモールつがる柏内）

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111(内線221)

不動産公売のお知らせ

市税の滞納処分として、差し押さえた不動産を競争入札で公売（売却）します。

■日時 12月2日（木）午前11時 ■場所 つがる市役所2階相談室

■不動産の概要

- つがる市木造蓮川宝船（宅地）219.96m²
- つがる市木造蓮川宝船（家屋）763.60m²

○公売保証金、印鑑が必要です。希望者は次の注意事項を確認のうえ、公売日の午前10時45分までに直接会場（市役所）へお越しください。

- 代理人が入札する場合は委任状が必要です。
- 不動産の表示は、登記簿上の表示です。入札希望者は、必ず現地で物件を確認してください。
- 事情により公売を中止する場合があります。
- 詳しくは青森県市町村総合事務組合または市役所収納課へ問い合わせてくださいか、市役所前の掲示板をご覧ください。

【問い合わせ先】 青森県市町村総合事務組合 滞納整理課 電話 017-723-1331
収納課 電話42-2111(内線225)

市税等は納期内に 納めましょう

11月は

「固定資産税」第4期、
「国民健康保険税」「介護保険料」
「後期高齢者医療保険料」各第5期、
「住宅使用料」「公共下水道使用料」
「農業集落排水施設使用料」の
納期限となっています。

【問い合わせ先】
収納課 電話42-2111(内線221)

●郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（左ページ参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度 1級	備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度 特別項症 第1項症 第2項症	備考
	上肢、視覚の障害	○	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。		上肢、視覚の障害	○ ○ ○	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

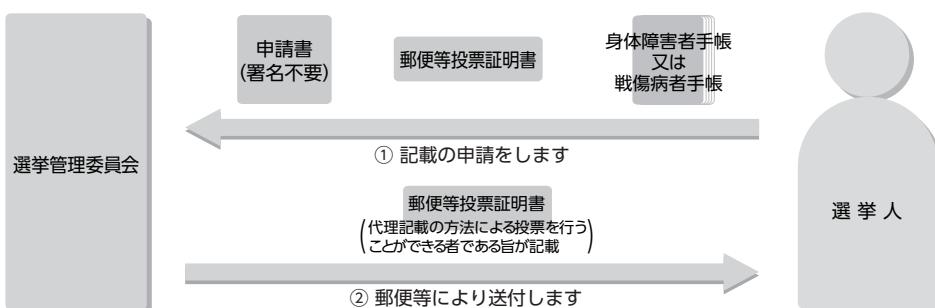
※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（左ページ参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

●郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請（左ページ参照）に加えて、あらかじめ次の①及び②手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時にを行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は③のとおりです。

1 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

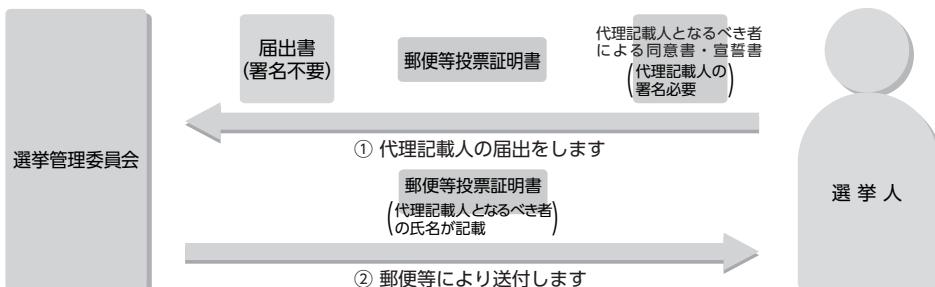
郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる選挙人である旨の記載を受けます。



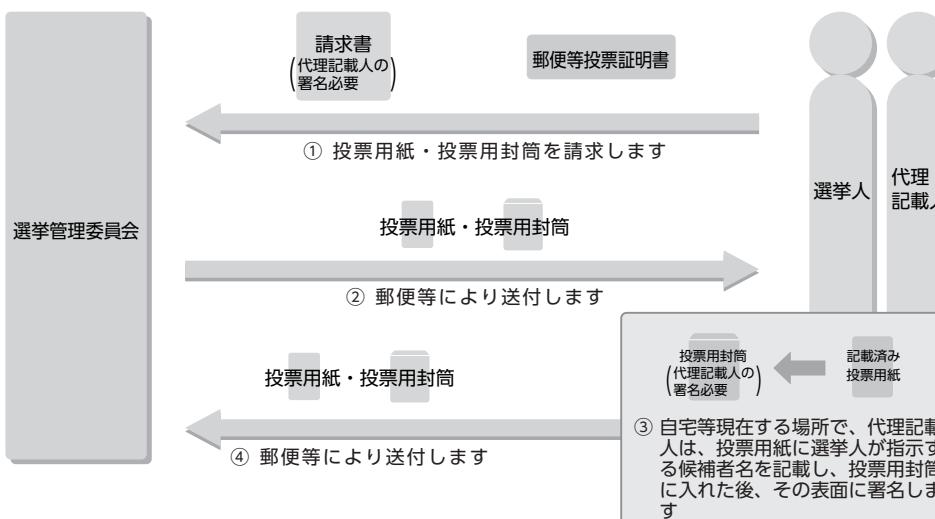
※この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時にを行う場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

2 代理記載人となるべき者の届出の手続

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。



3 代理記載の方法による投票手続



選挙管理委員会からお知らせ

郵便等による不在者投票ができます

代理記載の制度もあります

つがる市出来島財産区議会議員一般選挙【平成22年12月22日(水)告示、12月27日(月)投票】、つがる市議会議員一般選挙【平成23年1月16日(日)告示、1月23日(日)投票】にあたり、郵便等による不在者投票などの制度についてお知らせします。

※「郵便等投票証明書」の申請は、選挙に関係なく、いつでも受付しています。

■郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

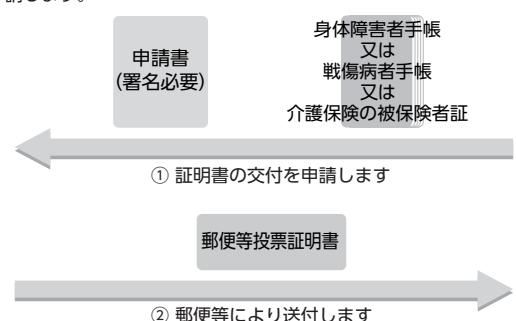
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				要介護状態区分	
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。	「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○									

■郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

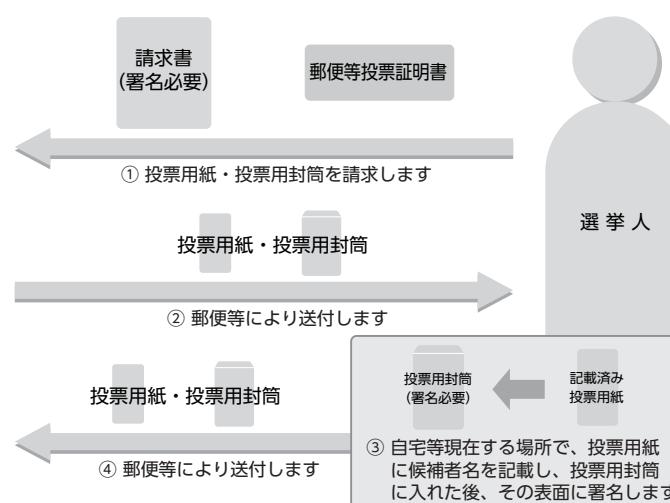
1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙管理委員会に申請します。



※要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日です。
※要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。
※期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となります。

2 投票手続



【問い合わせ先】 つがる市選挙管理委員会 電話42-2540

